

令和元年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和2年1月29日(水)

午後3時00分～

場 所 富良野市保健センター2F 研修室

1. 開 会
2. 辞令交付
3. 市長挨拶
4. 議 事 議案第1号 会長の選出について
5. 会長挨拶
6. 報告事項
 - (1) 今任期における審議委員選出について
 - (2) 令和元年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について
 - (3) 中小企業振興総合補助金について
 - (4) 富良野市の融資制度について
7. 議 事 議案第2号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について
8. そ の 他
9. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
佐 藤 仁 寿	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
荒 木 美 恵 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
福 井 早 苗	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応募者なし)	公募委員

議案第 1 号

会長の選出について

富良野市中小企業振興条例施行規則第 14 条の規定に基づき、会長の選出を求める。

(会長名) _____

○富良野市中小企業振興条例（抄）

（審議会の設置）

第 8 条 この条例の適正な運営を図るため市長の諮問機関として富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び一般公募による者のうちから市長が委嘱する。

○富良野市中小企業振興条例施行規則（抄）

（審議会）

第 14 条 条例第 9 条の規定に基づき設置する富良野市中小企業振興促進審議会（以下「審議会」という。）は会長及び委員若干名をもつて組織する。

2 会長は委員が互選したのものをもつて充てる。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

（会長）

第 15 条 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 16 条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 17 条 審議会の庶務は経済部商工観光課において行う。

報告事項

(1) 今任期における審議委員選出について

(2) 令和元年度 審議会及び中小企業関連の会議開催について

4月26日 第1回企業振興促進条例適用審査委員会

7月23日 第1回金融担当者会議

10月1日 第2回企業振興促進条例適用審査委員会

(3) 中小企業振興総合補助金の執行状況について（直近5ヵ年）

（平成27年度）

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,600	16	3,000
新規出店家賃補助事業	3,490	8	2,460
人材育成促進事業	300	1	195
新規イベント支援事業	800	2	345
情報発信PR支援事業	200	3	164
新規開業・新事業展開支援事業	1,300	1	1,300
事業拡大支援事業	2,100	6	1,456
計	11,790	37	8,920

執行率 75.7%

（平成28年度）

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	5,250	8	3,000
新規出店家賃補助事業	3,280	9	1,689
人材育成促進事業	300	2	311
新規イベント支援事業	800	1	154
情報発信PR支援事業	200		
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	8	1,595,
創業者経営支援事業	270	1	7
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	12,500	29	6,756

執行率 54.1%

(平成 29 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	4,550	9	3,500
新規出店家賃補助事業	2,720	7	1,381
人材育成促進事業	300	1	66
新規イベント支援事業	600	2	364
情報発信 P R 支援事業	200	2	200
新規開業・新事業展開支援事業	0		
事業拡大支援事業	2,400	5	1,228
創業者経営支援事業	180	6	82
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
計	10,950	32	6,821

執行率 62.3%

(平成 30 年度)

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	4,550	7	2,900
新規出店家賃補助事業	2,410	7	1,856
人材育成促進事業	300	3	410
新規イベント支援事業	600	1	200
情報発信 P R 支援事業	200	1	100
新規開業・新事業展開支援事業	2,750	1	1,300
事業拡大支援事業	2,400	6	1,104
創業者経営支援事業	180	5	131
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
学卒者地元就職促進事業	0	1	29
胆振東部地震影響対策イベント・情報発信支援事業	0	3	1,500
計	13,390	35	9,530

執行率 71.2%

(令和元年度)

令和元年 12 月 24 日現在

補助金メニュー	予算額 (千円)	対象件 数(件)	執行額 (千円)
店舗等新築改修費補助事業	3,500	9	3,700
新規出店家賃補助事業	2,599	3	439
人材育成促進事業	400		
新規イベント支援事業	200		
情報発信PR支援事業	100	1	37
新規開業・新事業展開支援事業	3,050	1	1,600
事業拡大支援事業	2,100	5	1,348
創業者経営支援事業	330		
買い物不便地域出店企業支援事業	0		
学卒者地元就職促進事業	200	1	47
UI ターン住宅支援がんばる企業応援補助事業	2,400	2	230
計	14,879	22	7,401

執行率 49.7%

(4) 富良野市の融資制度の融資状況について

① 貸付残高の推移と新規貸付実績

(単位：千円)

資金名		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	融資残高	153	741,656	156	722,522	167	789,409
	新規貸付	56	477,550	35	272,500	45	361,600
商工業パ ワー アップ資金	融資残高	23	110,683	20	81,995	19	117,397
	新規貸付	4	53,500	0	0	6	64,500
小口緊急特 別資金	融資残高	11	29,162	12	58,718	9	46,582
	新規貸付	8	46,500	9	66,000	9	59,000

② 年度毎の保証料及び利子補給額

(単位：千円)

資金名		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振 興資金	保証料	45	3,137	25	2,272	29	3,412
	利子	175	6,428	186	7,308	198	7,246
商工業パ ワー アップ資金	保証料	3	645	0	0	4	246
	利子	30	923	23	993	26	1,023
小口緊急特 別資金	保証料	8	525	9	638	7	274
	利子	14	168	7	75	5	32

議案第 2 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 2 号
令和 2 年 1 月 6 日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく
富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

（別紙のとおり）

II 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

1. 現在の補助制度について

【基本的な考え方】

富良野市中小企業振興総合補助金は、次の基本的な考え方をもとに補助金交付事業を実施することで、中小企業者等及び従業員の経済的、社会的地位の向上に資するとともに、本市中小企業等の振興を図ることを目的としている。

- ①富良野市の商業と観光業の魅力が高まることにつながるもの
- ②今後の店舗減少に備え、また、富良野市経済を支える事業者を確保するため、新規参入や事業承継を促すことにつながるもの
- ③補助事業の実施の効果が、商業者のみ恩恵を被るものではなく、市民、富良野市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・消費環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- ④域外マネーを獲得できる産業育成につながるもの
- ⑤基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- ⑥市内商工業者の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- ⑦基幹産業である観光産業の振興につながるもの
- ⑧補助事業の実施をきっかけとして、新たな商工業振興の取り組みを誘発することにつながるもの
- ⑨買い物が不便と認められる地域における出店支援につながるもの
- ⑩市内中小企業者の人材確保や就労後の定着につながるもの

【現在の補助対象事業】

補助対象事業名	申請ができるもの
店舗等新築改修費補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館、製造業の工場のうち、 <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
新規出店家賃補助事業	物品の小売販売業又はサービス業の店舗、飲食店、ホテル旅館のうち <u>市長が対象と認めた業種を営む中小企業者等</u> (農業者又は農業生産法人も含む)
人材育成促進事業	中小企業団体等
新規イベント支援事業	中小企業団体等
情報発信PR支援事業	中小企業団体等又は連携中小企業者（構成する中小企業者には農業者又は農業生産法人も含む）
街路灯維持事業	街路灯維持管理団体
中小企業経営改善指導事業	商工会又は商工会議所
新規開業・新事業展開支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

事業拡大支援事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
創業者経営支援事業	中小企業者等（NPO法人も含む）
買い物不便地域出店促進事業	中小企業者等（農業者又は農業生産法人、NPO法人等も含む）
学卒者地元就職促進事業	市内中学校又は高等学校と連携して事業を行う中小企業者等
UIターン住宅支援がんばる企業応援補助事業	市内中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

【補助金制度活用の動向】

- 制度を全面的に改定した平成 24 年度から平成 30 年度までで、52 件の開業に対して補助金で支援（うち 43 件が中心市街地内）、新規参入の促進に寄与している。また、既存店舗への支援実績は、店舗改修や事業拡大を含めて 61 件である。
- 支援した開業店舗 52 件の業態別内訳は、以下のとおり。

飲食店	22 件
美容室、エステサロン	5 件
物販店舗	12 件
パン屋、菓子店	3 件
医療福祉	3 件
その他サービス店舗	7 件

- 市街地中心部の商店街では、フラノ・マルシェ及びマルシェ 2 開業効果は落ち着きを見せ、中心市街地への新規出店は例年と比べて少ない。
- 市内在住の事業者が新たな店舗を開業しているほか、シニア層の UI ターン者が市内に店舗を新築して、飲食業を開業している。
- コンシェルジュフラノの開業により、市内・道外から進出した企業が宿泊業やカフェ、スポーツ用品レンタル業等の新たな事業展開により開業している。設備投資とあわせて新たな雇用を生み出している。
- 既存の市内中小企業は、店舗や工場の改修や新たな機械や設備導入による事業拡大に補助金を活用している事例が多い。

2. 制度改正（案）について

(1) これまでの経過

本補助金は、商工業者の新規参入や事業発展により富良野市経済を支える事業者を確保し、市民のほか本市を訪れる観光客が魅力を感じるような消費環境をつくり、商工業と観光業の魅力が高まることにつながるよう各種施策に取り組んできている。

また昨今、全国的な労働力人口の減少により、富良野管内の有効求人倍率も高い状況が続いており、市内中小企業の人手不足が深刻となる中で、平成 29 年度に学校（学生）と地元企業の連携を図る「学卒者地元就職促進事業」、平成 30 年度にはUIターン者の採用企業に対する住宅支援策として「UIターン住宅支援がんばる企業応援補助事業」を補助金メニューに加え、企業側の積極的な人材確保を支援してきている。

(2) 改正の方向性

市内労働力人口は、以下のように H27 年までの 5 年間で 4.5%減少しており、全国を上回るペースで減少している。本市では新規学卒者向けに企業説明会や企業での体験学習活動など地元就職の促進に取り組むとともに、市内のシニア世代や子育てママ向けに就業事例や求人情報について、広報やWebサイトを使って情報発信するなど潜在的な労働力の掘り起こしを進めているところである。しかし、事業者と求職者間における希望業種のミスマッチなど必要な人材の確保に苦慮しているのが現状である。

有効求人倍率	全	国	0.65 倍（H23 年）⇒1.61 倍（H30 年）+0.96 倍
		富良野管内	0.55 倍（H23 年）⇒1.46 倍（H30 年）+0.91 倍

労働力人口	全	国	63,699 千人（H22 年）⇒61,523 千人（H27 年）
			▲2,176 千人、3.4%減
		富良野市内	12,852 人（H22 年）⇒12,277 人（H27 年）
			▲575 人、4.5%減

このままの雇用情勢が続けば、労働力人口の減少とともに、市内企業の求人を新規学卒者や中途採用者だけで賄うことが一層難しくなることが想定される。よって、市外からの労働力確保へ向けた施策や新規創業者に対応すべく施策の見直しについて、以下のとおり改正案を検討し、市内労働力人口の増加に向けた対応を図るものとする。

(3) 具体的な改正案

① 新規開業・新事業展開支援事業の改正

(雇用奨励補助金の市外からの転入者に対する増額措置)

制度見直しの背景

令和元年 12 月議会へ提案し、可決された富良野市企業振興促進条例の改正においては、新たに従業員を雇用する際に、市外からの労働力人口の呼び込みを事業者側に促すことを目的として、市外から転入した者を雇用した場合、補助金額の増額を行う方向である。

企業振興促進条例の改正

(改正前) 新たに雇用した場合 24 万円／人



(改正後) 新たに雇用した場合

市内在住者 24 万円／人

転入者(単身) 30 万円／人

転入者(世帯) 36 万円／人

本事業の改正案

新規開業・新事業展開支援事業においても、市外からの転入者への補助金額の増額により、事業者に対し市外からの労働力確保を促すものとする。

新規開業・新事業展開支援事業の改正

・補助金額 (改正前) 新たに雇用した場合 15 万円／人



(改正後) 新たに雇用した場合

市内在住者 15 万円／人

転入者(単身) 20 万円／人

転入者(家族を有する) 25 万円／人

※採用日の前後 3 カ月以内に転入した者とする

・補助限度額 (改正前) 交付対象人数 10 人まで(上限 150 万円)



(改正後) 交付対象人数 10 人まで(上限 200 万円)

② 事業拡大支援事業の改正

(新規創業者における事業拡大支援事業の活用について)

制度見直しの背景

市内では、新たに事業を始める新規創業者が中小企業振興総合補助金を活用して、新規開業するケースも多い。

新規創業者の中小企業振興総合補助金活用状況 (H29 以降)

R1.12.月現在

年度	業 種	補助金の種類	補助金額 (円)	補助対象経費 (円)
H29	小売業 (革製品)	・ 新規出店家賃補助事業	54,000	108,000
	小売業 (食品)	・ 新規出店家賃補助事業	150,000	300,000
	小売業 (ハンドクラフト製品)	・ 新規出店家賃補助事業	194,000	388,000
		・ 創業者経営支援事業	2,000	3,764
	飲食業 (カレー店)	・ 新規出店家賃補助事業	175,000	350,000
		・ 創業者経営支援事業	17,000	38,051
	配達飲食サービス業	・ 新規出店家賃補助事業	32,000	64,800
5 件			624,000	1,252,615
H30	飲食業 (そば屋)	・ 店舗等新築改修費補助事業	300,000	1,770,000
		・ 新規出店家賃補助事業	480,000	960,000
		・ 創業者経営支援事業	46,000	100,280
	教養・技能教授業 (ダンス教室)	・ 新規出店家賃補助事業	360,000	720,000
	飲食業 (ビストロ)	・ 新規出店家賃補助事業	200,000	400,000
	教養・技能教授業 (フィットネスジム)	・ 新規出店家賃補助事業	259,000	518,000
	飲食業・コワーキングスペース	・ 店舗等新築改修費補助事業	300,000	1,663,950
		・ 新規出店家賃補助事業	378,000	756,000
宿泊業	・ 新規開業・新事業展開支援事業	1,600,000	43,133,213	
6 件			3,923,000	50,021,443
R1	飲食業 (カフェ)・ 小売業 (アウトドアブランド)	・ 新規開業・新事業展開支援事業	1,450,000	19,502,216
	飲食業 (うどん屋)	・ 店舗等新築改修費補助事業	500,000	9,993,701
	飲食業 (そば屋)	・ 店舗等新築改修費補助事業	500,000	3,135,410
	サービス業 (ペットサロン)	・ 店舗等新築改修費補助事業	500,000	13,756,607
	人材派遣業	・ 新規開業・新事業展開支援事業	1,300,000	12,308,000
	5 件			4,250,000

新規創業者においては、主に店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業、新規開業・新事業展開支援事業、創業者経営支援事業が活用されており、これらの事業は創業する際に申請が可能な事業である。

しかし、新規創業者の中には創業後まもなく販路拡大等の為、事業拡大支援事業の申請を希望する事業者もあり、創業後、いつのタイミングで事業拡大の申請を受け付けるか、これまで明確な基準がなかった。

本事業の改正案

事業拡大支援事業は、商工会議所・商工会の支援を受けながら取り組む事業である。新製品開発や新事業展開、販路拡大、販売促進等の内容について、商工会議所・商工会とともに経営計画書を作成し、事業完了後、売り上げ増加につながるが見込まれるものであることが必要である。その為、これまでの実績を踏まえた経営計画の作成が必要であることから、少なくとも過去1年間の経営実績をもとに今後の経営計画を作成してもらう方向とする。

(改正後)

- ・新規創業者が本事業を申請する際には、少なくとも過去1年間の経営実績をもとにした経営計画書を補助金交付申請書に添付するものとする。

(4) 今後の審議スケジュール

- | | |
|----------|------------------|
| 1月29日(水) | 第1回審議会(諮問) |
| | 未定(答申) |
| 2月上旬 | 令和2年度予算内示 |
| 3月下旬 | 中小企業振興条例施行規則(改正) |
| 4月上旬 | ”(施行) |